

新党本質党則

前文（基本理念）

わが党は、常識的や一般的という言葉において我が身の生き方の甘えをごまかす事の無い、真の意味での物事の本質に全力で目を向け、良いものは良いと、悪いものは悪いとはっきり物が言え、外見や形式や形に捉われずに人間の本質を追求し、本質で物を見て感じ共感出来る真の意味での究極の幸せを感じられ、将来に不安を感じさせない安定した国家を建設し恒久平和に貢献せんとするものである。

幸福感は千差万別であるが本質は原則共通である。偽善は悪の始まりである！！
「世の中は金である」が、しかし金以外の大事さを実感できる世の中にしたい。
優しさ・思いやり・慈善は教えて教えられるものではない。自己の精神的な余裕から自然に生まれる他人への施しである。

第1章 総則

- 第1条（名称） 本党は、『新党本質』と称する。
第2条（所在） 本党の本部を、東京都大田区蒲田 4-22-2 におく。
第3条（目的） 本党は、前文に掲げた基本理念を実現することを目的とする。

第2章 党員

- 第4条（資格） 本党の党員は、日本国に在する日本国民で満20歳以上の個人、又は団体であり、本党の目的に賛同し、本党則に定める党員義務を忠実に履行する者を以て党員とする。
- 第5条（入党） 本党に入党しようとする者は所定の入党申込書を提出し、審査を受けなければならない。入党の可否判断の権限は全て、代表がこれを有する。
- 第6条（権利） 党員は、以下に掲げる権利を公平に有する。
- 1．党の政策に関する発言権。
 - 2．党の主催する政治活動への参加権。
 - 3．党の主催する政治活動又は出版物を通じて、党の活動に関する自由な討議に参加すること。
- 第7条（義務） 党員は、以下に掲げる義務を公平に有する。
- 1．党則を遵守し、本党の理念を普及実践すること。
 - 2．新規入党党員を教育・指導すること。
 - 3．新規入党党員の民意を、党に伝達すること。
 - 4．党費を納入すること。
- 第8条（離党・除名） 以下に該当するとき、直ちにその党員資格を失う。
- 1．党員自ら、離党届けを提出した場合。
 - 2．本規約に反する行動をとったと認められる場合。

3. 党費を、滞納した場合。
4. その他、代表がその権限において、党員として相応しくないと判断される場合。

第3章 執行機関

第9条（役員） 本党に、以下の役員を置く事が出来る。

- 代表（党首）（1名）
- 副代表（若干名）
- 顧問（若干名）
- 事務局長（1名）
- 会計責任者（1名）

第10条（任期及び、選任） 役員の任期を、2年とする。但し、再任を妨げない。

代表職は、前代表の指名により選任され、ほかの役員を指名する。

第11条（その他の役職等） 代表は、必要に応じて、その他の役職、並びに党機関を設置することができる。

第4章 政治活動

第12条（事業活動） 本党の目的を達成するために、以下の事業活動を行う。

1. 講演会・研究会等の開催。
2. 機関紙等の印刷物の発行。
3. その他、目的達成のために必要な事業。

第5章 会計・その他

第13条（会計） 本党の会計年度は、毎年1月1日より、12月31日とし、その経費は、党費（年間6千円）、寄附金等をもってあてる。

第14条（党費納入） 党費は、毎年本党が定める期日迄に納入するものとする。党費を滞納した場合は、自動的に離党したものとみなす事が出来る。

第14条（その他） 本党則とは別に、党員規約など幾つか定めるが、全党員は、すべてそれらの規約、規定を遵守しなければならない。
本党則に記載されていない事項については、全て代表がこれを決する。
また、本党則は、必要に応じ随時、補足改変されることがある。

付則

本党則は、平成21年6月1日より施行する。